

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期目標新旧対照表

新	修正前	修正理由
<p>前 文（全部改正）</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、地方独立行政法人化後も、業務運営の自主性を保持しつつ、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。また、地方独立行政法人化後は、<u>収支の改善及び経営基盤の強化が図られてきたところである。</u></p> <p>県立中央病院は、本県における急性期医療の基幹病院として、ドクターヘリの運航開始等をはじめ、救命救急センター、周産期母子医療センターの機能の強化を図っている。</p> <p>また、通院加療がんセンター及びゲノム解析センターの整備並びに東日本大震災の被災地に速やかに災害医療チーム（DMAT）を派遣するなど、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供し、県民の健康の確保及び増進に貢献している。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療などの充実を図るため、精神科救急入院料病棟、児童思春期病棟等の再編整備を行った。</p> <p>また、心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、デイケアや訪問看護など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、退院促進、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する<u>重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、本県の政策として行うべき医療（以下「政策医療」という。）を確実に提供することが求められる。</u></p> <p>この中期目標は、<u>少子高齢化</u>の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まりなど医療環境が急速に変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。</p>	<p>前 文（全部改正）</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、地方独立行政法人化後も、業務運営の自主性を保持しつつ、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。また、地方独立行政法人化後は、<u>経常損益及び最終損益は毎年度黒字を計上しており、経営基盤の強化が図られているところである。</u></p> <p>県立中央病院は、本県における急性期医療の基幹病院として、ドクターヘリの運航開始等をはじめ、救命救急センター、周産期母子医療センターの機能の強化を図っている。</p> <p>また、通院加療がんセンター及びゲノム解析センターの整備並びに東日本大震災の被災地に速やかに災害医療チーム（DMAT）を派遣するなど、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供し、県民の健康の確保及び増進に貢献している。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療などの充実を図るため、精神科救急入院料病棟、児童思春期病棟等の再編整備を行った。</p> <p>また、心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、デイケアや訪問看護など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、退院促進、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する<u>重要な役割を果たすとともに、本県の政策として行うべき医療（以下「政策医療」という。）を確実に提供するために、医療の質の向上と経営基盤のより一層の強化を目指すことが求められる。</u></p> <p>この中期目標は、<u>高齢化</u>の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まりなど医療環境が急速に変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。</p>	<p>●「黒字を計上」について文言を修正</p> <p>●語句の整理・修正 「経営基盤の安定化」</p> <p>●「高齢化」を「少子高齢化」へ修正</p>

<p>第1 中期目標の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める目的（※）を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。</p> <p>1 医療の提供 県立病院機構は、政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1)政策医療の提供 救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。 また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。 さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者の社会復帰を目指すこと。 なお、政策医療の提供に当たっては、<u>引き続き</u>県内の医療機関と適切な連携及び協力を行うこと。</p> <p>(2)質の高い医療の提供 医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の専門的な知識の取得と技術の向上に努めるとともに、病院施設、医療機器等の整備を計画的に行い、質の高い医療を提供すること。</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>3 医療に関する技術者の研修 医療従事者の確保、育成及び定着を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実に努めること。</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。</p>	<p>第1 中期目標の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める目的（※）を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。</p> <p>1 医療の提供 県立病院機構は、政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1)政策医療の提供 救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。 また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。 さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者の社会復帰を目指すこと。 なお、政策医療の提供に当たっては、県内の医療機関と適切な連携及び協力を行うこと。</p> <p>(2)質の高い医療の提供 医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の専門的な知識の取得と技術の向上に努めるとともに、病院施設、医療機器等の整備を計画的に行い、質の高い医療を提供すること。</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>3 医療に関する技術者の研修 医療従事者の確保、育成及び定着を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実に努めること。</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。</p>	<p>●文言の追加</p>
---	--	---------------

<p>(2) 県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。 また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県の医療を担う医療従事者の育成に協力すること。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。</p> <p>(2) 地域医療への支援 本県の基幹病院の役割を果たすため、<u>紹介率・逆紹介率を向上する取り組みを進めることなどにより</u>、地域の医療機関との連携を一層強化すること。 また、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、研修医や専修医の育成を図り、県内への医師の定着に寄与すること。 さらに、県立病院機構に必要な医師の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への支援に努めること。</p> <p>(3) 地域社会への協力 医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、<u>鑑定</u>などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。</p> <p>5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p>	<p>(2) 県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。 また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県の医療を担う医療従事者の育成に協力すること。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。</p> <p>(2) 地域医療への支援 本県の基幹病院の役割を果たすため、<u>紹介・逆紹介の取り組みを進めることなどにより</u>、地域の医療機関との連携を一層強化すること。 また、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、研修医や専修医の育成を図り、県内への医師の定着に寄与すること。 さらに、県立病院機構に必要な医師の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への支援に努めること。</p> <p>(3) 地域社会への協力 医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、<u>鑑定</u>などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。</p> <p>5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p>	<p>●「紹介・逆紹介の取り組み」を明確化</p>
--	--	---------------------------

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

自律性、機動性などに優れた地方独立行政法人制度を活かすことにより、引き続き業務運営の改善及び効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努めること。

1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築

県立病院機構に求められる医療を確実に提供するため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築すること。

2 効率的な業務運営の実現

県立病院機構が有する人的、物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。

3 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減

質の高い医療を提供するため、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど、経営基盤を安定化するための収入の確保に努めるとともに、業務運営の改善及び効率化を検討する中で、費用の節減に努めること。

4 事務部門の専門性の向上

県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員を育成し、事務部門の専門性を向上させることにより、県立病院機構の運営が円滑に行われるよう努めること。

5 職員の経営参画意識の向上

職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期計画等に掲げる取り組みを共有し、責任感や使命感を持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員が協力し、業務改善を推進する体制を構築すること。

6 職場環境の整備

医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、多様な勤務形態の検討を行い、必要な措置を講じるとともに、医療従事者が安心して働くことが出来るよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

自律性、機動性などに優れた地方独立行政法人制度を活かすことにより、引き続き業務運営の改善及び経営の効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の強化に努めること。

1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築

県立病院機構に求められる医療を確実に提供するため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築すること。

2 効率的な業務運営の実現

県立病院機構が有する人的、物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。

3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減

良質な医療を安定的に提供できる経営基盤の強化を図るため、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど収入の確保に努めるとともに、費用対効果を検討する中で、費用の節減に努めること。

4 事務部門の専門性の向上

県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した職員を確保、育成し、事務部門に従事する職員の専門性を向上させることにより、県立病院機構の運営が円滑に行われるよう努めること。

5 職員の経営参画意識の向上

職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期計画等に掲げる取り組みを共有し、責任感や使命感を持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員が協力し、業務改善を推進する体制を構築すること。

6 職場環境の整備

医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、多様な勤務形態の検討を行い、必要な措置を講じるとともに、職員が安心して働くことが出来るよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備すること。

●語句の修正

「見出しと統一」「経営基盤の安定化」

●語句の修正

「質の高い医療」「経営基盤の安定化」

●語句の修正

「事務職員の育成」

●語句の修正

「職員」、「医療従事者」の語句の統一
(次期中期目標では、医療従事者の職場環境の整備を優先することとした)

<p>第4 財務内容の改善に関する事項 <u>中期目標の各期間における経常利益については、安定的な水準を維持し、経営基盤の安定化に努めること。</u> (中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とすること。)</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p> <p>※地方独立行政法人山梨県立病院機構定款 (目的) 第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 <u>業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とすること。</u></p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p> <p>※地方独立行政法人山梨県立病院機構定款 (目的) 第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>●第1から第3の事項に取り組んだ上で、「経常収支の累計を黒字とする」こととした。</p>
---	---	---